

証券コード：8894
2020年9月1日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株 式 会 社 R E V O L U T I O N
代表取締役社長 岡 本 貴 文

A種種類株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社A種種類株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2020年9月15日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月16日（水曜日）午後2時00分（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間
3. 目 的 事 項

【A種種類株主様による種類株主総会】

決 議 事 項 議 案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイトへ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。
- 【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応】
- ・ご来場の株主様は、アルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
 - ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【A種種類株主様による種類株主総会】
株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、B種種類株式を発行できるよう規定を新設するものであります。また、B種種類株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される可能性がある普通株式の発行可能株式総数を増加させるため、必要な変更を行うものであります。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本A種種類株主様による種類株主総会によるご承認に加えて、普通株主様による種類株主総会及び当社臨時株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第二章 株式	第二章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は758,769,500株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>普通株式については758,769,500株、A種種類株式については4,650,000株とする。</u>	第6条 当会社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>次のとおりとする。</u>
	普通株式 1,197,332,676株
	<u>A種種類株式 4,650,000株</u>
	<u>B種種類株式 2,500株</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、 <u>A種種類株式及びB種種類株式</u> につき1株とする。

現行定款	変更案
(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の6 当会社は、株式の併合をするときは、<u>普通株式及びA種種類株式</u>ごとに同時に同一の割合で併合する。 2. 当会社は、株式の分割をするときは、<u>普通株式及びA種種類株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 3. 当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。 4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 5. 当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。	(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の6 当会社は、株式の併合をするときは、<u>普通株式、A種種類株式及びB種種類株式</u>ごとに同時に同一の割合で併合する。 2. 当会社は、株式の分割をするときは、<u>普通株式、A種種類株式及びB種種類株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 3. 当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、<u>B種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）にはB種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u> 4. 当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、<u>B種種類株主にはB種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u> 5. 当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>B種種類株主にはB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u>

現行定款	変更案
6. 当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。	6. 当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>B種種類株主にはB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	<u>(B種種類株式の発行)</u> <u>第10条の8 当会社の発行するB種種類株式の内容は、以下のとおりとする。</u>
(新設)	<u>(配当)</u> <u>第10条の9 当会社は、B種種類株主及びB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。</u>
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第10条の10 B種種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u>
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第10条の11 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(普通株式を対価とする取得請求権) <u>第10条の12</u> (1) 普通株式対価取得請求権 B種種類株主は、B種種類株式発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式を取得するのと引換えに交付する普通株式の数 対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。 (3) 当初取得価額 B種種類株式の発行日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

現行定款	変更案
	(4) <u>当初取得価額の修正</u> <u>取得価額は、B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）</u>、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 (5) <u>取得価額の調整</u> (a) 当会社は、B種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。 $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}} \times$ (b) <u>取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u>

現行定款	変更案
	① <u>当会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）</u> （但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）<u>、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</u> ② <u>株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。</u> ③ <u>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</u><u>、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u>

現行定款	変更案
	④ 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 本号(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 (c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 ① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。 ② 取得価額調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b)②の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

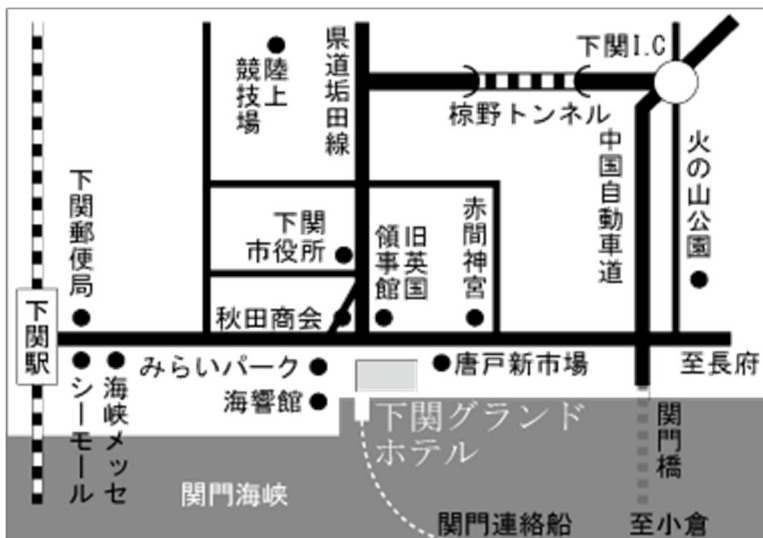
現行定款	変更案
	(d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。 ① 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。 ③ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにB種種類株主に通知する。但し、本号(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

現行定款	変更案
(新設)	(金銭を対価とする取得請求権) <u>第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権</u> <u>B種種類株主は、B種種類株式発行後、</u> <u>下記 (2) に定める条件が成就した場合</u> <u>には、当該条件が成就した日以後いつで</u> <u>も、当会社に対して、下記 (3) に定め</u> <u>る金銭 (以下「対価金銭」という。) の</u> <u>交付と引き換えに、その有する B 種</u> <u>種類株式の全部又は一部を取得すること</u> <u>を請求することができるものとし (以下こ</u> <u>の請求を「金銭対価取得請求」とい</u> <u>う。)、当会社は、当該金銭対価取得請</u> <u>求に係る B 種種類株式を取得するのと引</u> <u>換えに、金銭対価取得請求日における会</u> <u>社法第461条第2項所定の分配可能額を限</u> <u>度として、対価金銭を、当該 B 種種類株</u> <u>主に対して交付するものとする。但し、</u> <u>分配可能額を超えて B 種種類株主から</u> <u>取得請求があった場合、取得すべき B 種</u> <u>種類株式は取得請求される株数に応じた</u> <u>比例按分の方法により決定する。</u> <u>(2) 金銭対価取得請求権の行使の条件</u> <u>東京証券取引所における当会社の普通株</u> <u>式の普通取引の終値 (同日に終値がない</u> <u>場合には、その直前の終値) が下限取得</u> <u>価額を下回ること。</u> <u>(3) B 種種類株式を取得するのと引換</u> <u>えに交付する金銭の額</u> <u>対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係</u> <u>る B 種種類株式の数に、1,000,000円を</u> <u>乗じて得られた額とする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(金銭を対価とする取得条項(強制償還)) <u>第10条の14 当社は、B種種類株式発行後、いつでも、B種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該B種種類株式の数に1,000,000円を乗じて得られた額とする。</u> (B種種類株式の譲渡の制限) <u>第10条の15 譲渡によるB種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u>
(新設)	

以 上

株主総会会場ご案内略図



場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C. より車で15分
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。